

神奈川県企業庁の求職活動等に関するルール

(目 的)

- 1 神奈川県企業庁の求職活動等におけるセクシュアルハラスメントの防止に関する指針第 11 項に規定する求職活動等に関するルールを定める。

(求職者等との面談時間・場所・実施体制)

- 2 職員は、求職者等との面談時間は原則として 8 時 30 分から 17 時 15 分までの間とする。ただし、管理監督者（グループリーダー級以上）が認める場合には面談時間の変更は可能とする。面談場所は原則として神奈川県庁施設内、本県出展の就職説明会や学校施設での説明会会場（以下「指定施設」という。）もしくはオンライン（本県指定の Web 会議システム）とする。

また、求職者等と職員が 1 対 1 で面談する場合は、オープンスペース等の第三者から視認できる環境で実施しなければならない。

なお、指定施設以外を面談場所とする場合は、あらかじめ場所を指定し、求職者等を含めて原則 3 名以上で実施しなければならない。

(求職者等への連絡手段)

- 3 職員は、原則として本県指定の方法（メール・電話・FAX・Web 会議システム）により求職者等に連絡しなければならない。また、職員は私的な立場で求職者等に個別にメール、電話、FAX、SNS 及び Web 会議システム等を使用して連絡してはならない。

職員は、求職者等と面談する場合は、事前に管理監督者に求職者等の氏名、時間、場所、連絡手段を報告しなければならない。ただし、不特定多数を対象とした就職説明会等、求職者等と事前に連絡調整を行わない場合は、氏名及び連絡手段の報告は不要とする。

附 則

このルールは、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。